

事務所通信

2006年9月号

No. 15



(日本海の夕日)

～ お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします ～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

所長コメント

ニコニコと笑顔で、キビキビ動き、ハキハキ答える。

八月のテルモ経営研究会では『カレーハウスCOCO壺番屋』をテーマに勉強しました。

壺番屋の社是は「ニコニコ、キビキビ、ハキハキ」です。

ニコニコ笑顔で、きびきび動き、ハキハキ答えることが壺番屋のモットーなのです。

同社は夫婦で始めた小さな喫茶店を皮切りに、全国にカレー専門道を 1,000 店以上も出店しています。

苦しかった創業当時に学んだ商いの原則、お客さまへの感謝の気持ちと、ニコ、キビ、ハキを今なお企業の理念として大切にしているのです。どんなに優れた料理でも、提供する人のサービスひとつ、気持ちひとつで美味しくも不味くもなりえるからです。

さて、この「ニコニコ、キビキビ、ハキハキ」をいかに実行させているのでしょうか。

投げられたボールをどう捕るかを考える人はいませんし、挨拶されてどう答えるかをその都度考える人もいません。また車の運転をする場合も、無意識にブレーキを踏んだり、ハンドルをきるなどこういうときにはこうして動くという、あらかじめ「心の構え」があってその通りに動いています。

こういう態度は実体験や、知的な経験から徐々に形成されていきます。

人のアクションをコントロールしたいと思うなら、まず人の態度「心の構え」をコントロールする必要があります。

良い接客をさせたいのなら、良い接客をするための心の構えを作り出してやるべきです。

企業哲学やモットーをまず社員の皆さんに呼びかけたらどうでしょうか。

まず、「ニコニコ笑顔で、キビキビ動き、ハキハキ答えよう」と書き出すことです。人は想っていることを言葉に出し、行動します。そう思ってもらうよう社員を教育し、育てていけばよいのです。

良いことはすぐ真似をする。間違ったことはすぐやめる。を当社の方針としていますので、ニコニコ、キビキビ、ハキハキを真似しようと思います。



役員退職金

会社の役員退職金の準備は整っていますか？「当社は中小企業で多額の退職金を支払う余裕がない」とか、「役員退職金規定がないから払う必要がない」など、いろいろな考えがあるかと思います。しかしながら、会社を運営されて経営者の方が一番功労金をもらう権利があるのではないのでしょうか。

今回は役員退職金の主な取扱いをご説明いたします。準備が整っていなければ見直しをしてみてもいいでしょうか。

<税法の主な概要>

(1) 役員の退職金は、次のようなケースに該当すれば損金に算入することができます。

- ① 株主総会の決議によって、支給額が具体的に確定した日の事業年度内に損金処理する
- ② 退職金を支給した日の事業年度内に損金処理する
- ③ 取締役会等で内定になった金額を損金経理によって未払金に計上し、その後の株主総会の決議で具体的に確定した日、または支給した日の事業年度内に、法人税の申告書において損金処理する

(2) 役員退職給与を損金経理した場合でも、不相当高額の部分の金額は損金の額に算入できません。したがって、税務上のトラブルを避けるため「役員退職給与規定」を整備しておくことをおすすめします。

具体的には「功績倍率」による次の算式により算定します。

役員退職給与＝①最終報酬月額×②在籍年数×③功績倍率

イ 昨今の業績の悪化に伴い退職時の最終報酬月額が減額する恐れのある場合には、「最終報酬月額は、過去最高の地位にあったときの過去最高報酬月額とする」等の規定整備を行うことにより退職金の減少を防止できます。

ロ 功績倍率は業種等によりその限度は異なりますが、一般的には3倍程度です。

<生命保険の活用を！！>

生命保険の契約の内容によっては、貯蓄性の高い商品もあります。そのような保険を使いながら毎月、退職金の積立をすることもできます。

保険の内容、不明な点等がありましたらお気軽に**当事務所**までお問い合わせください。

< 原 >

中小企業に関する会計の指針

平成18年5月1日施行された会社法に伴い、中小企業の会計の信頼性を高める目的で、中小企業向けの会計基準が公表されました。金融機関によっては、決算書等がこの指針に拠って作成されているかどうかのチェックリストの提出を求めてくることもあるようです。

中小企業の会計に関する指針の内容で注意すべきものは・・・？

◆ 『 中小企業の会計に関する指針 』 のうち、主なもの

● 株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする
(新会社法 第431条)

● 計算に関する省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計慣行を斟酌しなければならない(計算省令3)

● 有限会社、合名会社、合資会社 又は 合同会社についても、計算書類を作成するに当り本指針に拠ることが推奨されています。

【主な内容 (項目)】

○貸倒引当金	・金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上しなければならない。
	・取立不能見込額については、債権の区分に応じて算定する。財政状態に重大な問題が生じている債務者に対する金銭債権については、個別の債権ごとに評価する。
	・財政状態に重大な問題が生じていない債務者に対する金銭債権に対する取立不能見込額は、それらの債権を一括して、又は債権の種類ごとに、過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定する。
	・法人税法における貸倒引当金の繰入限度相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度相当額を貸倒引当金に計上することができる。

○有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券(株式、債券、投資信託等)は保有目的の観点から、①売買目的有価証券、②満期保有目的の債券、③子会社株式及び関連会社株式、④その他有価証券の4つに分類し、原則としてそれぞれの分類に応じた評価を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。 ただし、「その他有価証券」に該当する市場価格のある株式を多額に保有している場合には、当該有価証券を時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は純資産の部に計上する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市場価格のある有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価が著しく下落したときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。
○固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の減価償却は、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い、毎期継続して規則的な償却を行う。ただし、法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とすることができる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、減損額を控除しなければならない。なお、当該減損額は減損損失として損益計算書の特別損失に計上する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ会員権は取得原価で評価する。ただし、時価があるものについて時価が著しく下落した場合又は時価がないものについて発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には、減損処理を行う。
○引当金	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の特定の費用または損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失とし、引当金に繰入れなければならない。
○税金費用・税金 債務	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税、住民税及び事業税は現金基準ではなく発生基準により、当期に負担すべき金額に相当する額を損益計算書に計上する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税、住民税及び事業税の未納付額は、相当額を流動負債に計上する。

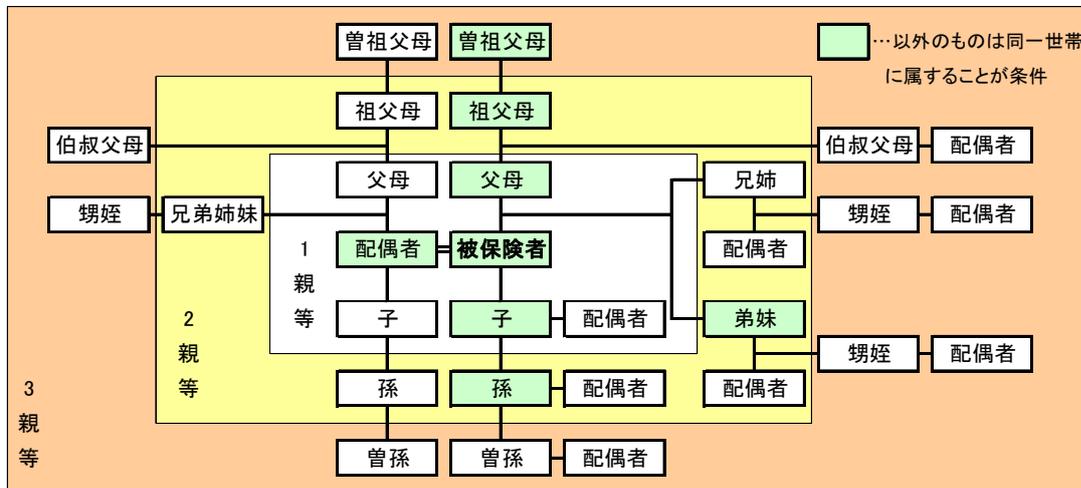
中小企業の会計に関する指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理を示すものですが、特に「会計参与制度」を採用している企業においては、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たり拠るべき会計のあり方を示しています。

< 伊 藤 >

社会保険

健康保険の被扶養者（扶養されている者）になれるのは、主として被保険者の収入で生計を維持している人で、次のような場合です。

- (1) 被保険者の直系親族、配偶者、子、孫、弟妹で、主として被保険者に生計を維持されている人
- (2) 被保険者の三親等内の親族で (1) 以外のものであって、被保険者と同一の世帯（同居して家計を共にしている状態）で主として被保険者の収入により生計を維持されている人



● **主として被保険者の収入で生計を維持している状態とは？**

次の基準を基に判断されます。ただし、機械的に一律に適用されるのではなく、生活の実態とかけはなれるなど妥当性を欠く場合には、実情に応じた認定が行われます。

年収 130 万円未満

対象となる人の年収が 130 万円未満で、被保険者の年収の半分未満であるときは被扶養者となります。ただし、年収が被保険者の年収の半分以上であるが 130 万円未満で、被保険者の年収を上回らない場合には、その世帯の生計状況から総合的に考え、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められれば、被扶養者になれます。

別居の場合は仕送額で判断

被保険者と別居している場合には、対象となる人の年収が 130 万円未満で、被保険者からの仕送額（援助額）より少ないときに被扶養者となります。

※ 年金や失業給付金なども含め、すべての収入が対象になります。

※ 認定対象者が 60 歳以上の人または障害者の場合は、上記「130 万円未満」が「180 万円未満」となります。

	対象者の年収	130万円	理由	認定
同居している場合	A	被保険者の年収の半分未満	130万円未満 半分未満	○
	B	被保険者の年収の半分以上	130万円未満 半分以上	×
	C	130万円以上	130万円以上 —	×
別居している場合	D	被保険者の仕送額未満	130万円未満 仕送額未満	○
	E	被保険者の仕送額以上	130万円未満 仕送額以上	×
	F	130万円以上	130万円以上 —	×

上越地域高額所得法人

(高田・糸魚川両税務署管内)
平成17年1月期～17年11月期対象

(単位:千円)

商号	市郡別	当年金額	前年金額	商号	市郡別	当年金額	前年金額
有 沢 製 作 所	上越市	7,728,411	7,253,831	し み ず 屋	上越市	83,706	80,536
中 央 電 気 工 業	妙高市	4,844,998	357,420	類 城 建 工	上越市	82,447	-
ポ ラ テ ク ノ	上越市	2,731,562	3,219,766	社 団 一 栄 会	糸魚川市	81,345	111,942
田 中 産 業	上越市	2,275,645	2,209,606	田 辺 商 事	糸魚川市	80,987	71,246
直 江 津 電 子 工 業	上越市	1,971,219	1,055,600	西 田 建 設	上越市	78,918	48,214
直 江 津 精 密 加 工	上越市	1,367,786	895,714	大 陽 開 発	上越市	78,333	176,900
田 辺 工 業	上越市	531,112	408,357	東 光 ク リ エ ー ト	上越市	77,417	64,218
明 星 セ メ ン ト	糸魚川市	519,260	-	信 越 シ リ カ	上越市	74,781	75,107
糸 魚 川 発 電	糸魚川市	467,627	1,002,311	社 団 児 育 会	上越市	73,600	132,244
高 館 組	上越市	458,571	418,127	ハ ウ ビ ッ ク	上越市	71,772	66,870
ウ エ カ ツ 工 業	上越市	421,271	491,647	上 越 メ ン テ ナ ン ス	上越市	71,061	70,697
有 沢 総 業	上越市	400,138	367,391	新 潟 ル ビ コ ン	妙高市	70,991	-
山 和 住 宅	上越市	351,378	166,791	上 越 運 送	上越市	70,684	87,453
ひ す い 農 協	糸魚川市	300,318	247,273	ホ ウ ラ イ	上越市	69,847	51,032
新 井 信 用 金 庫	妙高市	291,469	-	上 越 市 環 境 衛 生 公 社	上越市	69,387	138,073
富 山 物 産	上越市	291,358	259,881	リ ュ ウ ド	十日町市	68,781	-
上 越 マ テ リ ア ル	上越市	272,655	272,787	社 団 さ い と う 眼 科 医 院	上越市	68,266	81,418
ナ ル ス	上越市	240,447	171,780	高 菱	上越市	66,558	-
新 井 コ ロ ナ	妙高市	240,153	-	中 央 調 剤 薬 局	上越市	65,598	62,876
エ ム ・ エ ー ・ シ ー	上越市	233,098	-	ケ ー ナ ー ル	上越市	64,126	72,673
上 越 商 会	上越市	190,388	-	古 田 組	上越市	63,786	98,056
三 星 工 業	上越市	181,960	150,106	タ ナ ベ	糸魚川市	60,844	-
上 越 ケ ー ブ ル ビ ジ ョ ン	上越市	178,988	130,535	エ ム ・ ビ イ	上越市	60,434	-
一 小 イ チ コ	上越市	172,216	156,563	上 越 自 動 車 学 校	上越市	59,087	74,692
ウ エ ス テ ッ ク エ ナ ジ ー	上越市	157,407	-	東 商 物 産	上越市	58,033	42,013
日 成 商 事	上越市	150,797	99,026	ホ ン ダ プ リ モ ミ ズ サ ワ	上越市	56,274	46,709
ウ エ ノ テ ッ ク ス	上越市	150,244	209,682	郷 土 建 設 藤 村 組 会	上越市	54,805	-
え ち ご 上 越 農 協	上越市	143,076	188,356	麓 会	上越市	54,782	82,550
三 井 ア ミ ュ ー ズ メ ン ト	上越市	143,027	-	小 畑 工 業	糸魚川市	54,016	-
山 下 商 会	上越市	139,055	152,026	谷 村 開 発	糸魚川市	53,900	181,852
ト モ エ	上越市	128,495	114,215	ユ ー ・ ア イ ・ エ ス	上越市	53,655	-
武 江 組	上越市	126,818	112,012	社 団 内 山 医 院	上越市	51,543	-
エ ム ・ ア イ ・ デ ィ ・ ジャ パ ン	上越市	125,179	89,289	永 井 住 建	上越市	50,293	-
上 越 シ ョ ッ ピ ン グ セ ン タ ー	上越市	117,492	128,771	オ ス カ ー ホ ー ム 新 潟	上越市	49,915	75,215
エ ム ・ エ ー ・ シ ー	上越市	116,453	215,688	井 上 商 会	上越市	49,600	-
ラ ッ ク	糸魚川市	114,906	85,454	上 越 浄 化 槽 管 理 セ ン タ ー	上越市	49,281	59,633
平 安 セ レ モ ニ ー	上越市	113,242	-	新 貝 工 業	上越市	48,778	-
社 団 た か ぎ ク リ ニ ッ ク	妙高市	107,963	127,367	丸 互 商 事	上越市	48,111	-
さ く ら メ デ ィ カ ル	上越市	105,226	46,160	東 條 造 花 店	妙高市	47,686	48,589
上 越 フ ー ズ	上越市	105,189	144,722	宮 崎 商 店	上越市	46,085	76,502
リ ボ ー ン	上越市	105,040	104,808	有 沢 樹 脂 工 業	上越市	45,682	-
セ キ ネ	上越市	100,365	-	滝 澤 木 工 所	上越市	45,560	-
新 潟 ポ リ マ ー	糸魚川市	98,486	68,980	ミ ヤ ト ウ 野 草 研 究 所	妙高市	45,519	81,331
高 橋 組	十日町市	96,456	54,672	肉 の た な べ	上越市	43,494	42,100
ホ ク テ ツ	上越市	95,048	107,470	ト ラ ス テ ッ ク	上越市	43,309	67,373
丸 山 酒 造 場	上越市	94,738	69,861	杉 山 建 設	上越市	43,060	-
田 中 商 事	上越市	94,668	176,509	ア イ シ ン	上越市	42,153	40,703
ダ イ セ ル 新 井 ケ ミ カ ル	妙高市	93,602	129,176	直 江 津 産 業	上越市	41,750	74,668
不 二 精 研	上越市	92,067	-	姫 川 海 陸 運 輸	糸魚川市	40,762	-
上 越 環 境 科 学 セ ン タ ー	上越市	90,731	123,009	社 団 長 明 会	糸魚川市	40,582	-



休日カレンダー



9月(長月)September

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 村井・池原
3	4	5	6	7	8	9 堀田・広川
10	11	12	13	14	15	16
17	18 敬老の日	19	20	21 テルモ経営研究会	22	23 秋分の日
24	25	26	27	28	29	30 伊藤・原

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日でも元気に営業しています。名前の書いてある者が出勤です。(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

9月の税務

9月11日 本年8月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
 10月2日 本年7月決算法人 法人税等確定申告・納付
 本年7月決算法人 消費税確定申告・納付
 平成19年1月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付
 平成19年1月決算法人 消費税中間申告・納付
 当月決算法人の消費税各種届出書提出

研 修 予 定

日 時	研修内容	場 所	講 師	参加費
9月21日(木) 午後6時30分 午後8時30分	テルモ経営研究会 MKタクシービデオ研修 (タクシー会社)	加藤税理士事務所	加藤 輝守	1,000円

あとがき

蝉の声から秋の虫へと鳴き声が変わってきました。まだまだ暑い日が続いています。暑い季節では意識しての水分補給が健康を守る上でも大切です。人間の体は女性では55~60%、男性では60~65%、高齢者で50~55%の体水分率で構成されています。最近では体脂肪だけでなく、体水分率も計れる体重計があるそうです。

糸魚川の水は石灰分が多いため、ポットや湯沸かし器に白い石灰が付いて お困りの方もいらっしゃる事と思います。そこでポットの洗浄に食用の5倍酢の活用をお奨めします。お酢を100cc~200cc程加え一晩おき、洗って見て下さい。

食欲の秋を迎え、きれいなポットで、美味しいお茶やコーヒーをお楽しみ下さい。

加藤 (加)